

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 第1条関係（議案集5ページ）

改正箇所	改正内容						
期末手当 (第27条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。						
		再任用職員以外の職員			再任用職員		
		6月	12月	3月	6月	12月	3月
	管理職員以外の職員	1.15月 (改正なし)	1.20月 →1.15月 (-0.05月)	0.25月 (改正なし)	0.65月 (改正なし)	0.70月 →0.65月 (-0.05月)	0.10月 (改正なし)
管理職員	0.95月 (改正なし)	1.00月 →0.95月 (-0.05月)	0.55月 (改正なし)		0.60月 →0.55月 (-0.05月)		

2 第2条関係（議案集5ページ）

改正箇所	改正内容						
期末手当 (第27条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。						
		再任用職員以外の職員			再任用職員		
		6月	12月	3月	6月	12月	3月
	管理職員以外の職員	1.15月 →1.125月 (-0.025月)	1.15月 →1.175月 (+0.025月)	0.25月 (改正なし)	0.65月 →0.625月 (-0.025月)	0.65月 →0.675月 (+0.025月)	0.10月 (改正なし)
管理職員	0.95月 →0.925月 (-0.025月)	0.95月 →0.975月 (+0.025月)	0.55月→ 0.525月 (-0.025月)		0.55月 →0.575月 (+0.025月)		

3 施行期日（議案集6ページ）

第1条の期末手当（第27条）の規定は公布の日、第2条の規定は令和3年4月1日。